

公益財団法人東京都医療保健協会 医療の質向上研究所 不正防止計画

公益財団法人東京都医療保健協会 医療の質向上研究所
統括管理責任者 飯田 修平

公益財団法人東京都医療保健協会（以下、当財団という） 医療の質向上研究所（以下、研究所という）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）に基づき、研究費等を適正に運営・管理するための具体的な対策の最上位のものとして、次のとおり不正防止計画を策定する。

項目	不正発生要因	不正使用防止計画
機関内の責任体制について	責任者の交代により後任者が責任体制や責任範囲について十分な認識を持たない。	最高管理責任者を当財団理事長とする。統括管理責任者、その他の責任体制を明確にするため、規程を制定する。 【規程：研究費等の運営・管理に関する不正防止対策の基本方針】
規程の明確化・統一化に向けた取り組み状況について	研究費等の使用規程と運用が乖離する。 研究者及び事務担当の理解不足による規程の誤認識、誤って運用する。	研究費等に関する規程を整備し、周知する。 事務局および不正防止計画推進委員が研究員や事務員からの個別相談に対応し、研究費等の規程に則った運用を推進する。 倫理法令順守に関する教育の実施時に、研究費の使用規程を説明する。
職務権限の明確化	職務権限に応じた明確な行動規範を示さない。	職務分掌規程、行動規範等を整備し、周知する。 【規程：研究費等の取扱いに関する職務分掌規程、研究活動に関する行動規範】
関係者の意識向上	研究費が公的資金によるものであり、機関の管理が必要であるという原則についての認識が低下する。	倫理法令順守に関する教育を年1回以上実施し、研究費等の使用規程等について周知徹底をはかり、適切な研究費執行に努める。 また、四半期に1回程度啓発活動を実施し、不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図る。
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定	不正を発生させる要因がどこにどのような形で潜在しているのか把握しない。	不正防止計画推進委員会が不正防止計画を策定し、不正を発生させる要因を把握し、対策を講じる。必要に応じて不正防止計画を見直す。

研究費の適正な運営・管理活動	予算執行状況を把握しない。年度末に研究計画に則さない予算を執行する。	事務局経理係および統括管理責任者が予算執行状況を監視する。統括管理責任者は、研究者への予算執行状況を適切に伝達し、適切な予算執行に努める。
	旅費の執行状況が把握しない。	旅費申請に際しては事前の「出張許可申請書」、事後の「出張報告書」の提出を義務付ける。内部監査手順に沿って、出張の証明となる資料の提出を求める。
	【規程：研究費等に係る監査取扱要項】	
	人件費の執行状況を把握しない。	出勤/退勤時に打刻するカードリーダーの打刻状況を確認することで、非常勤職員の勤務実態を掌握し、適正な人事管理ならびに人件費執行に努める。
	研究者と業者の関係が密接になる。	取引業者と研究者の癒着防止のため規定を整備し、周知する。 【規程：取引先の研究費等の不正使用等の関与に関する処分方針、研究活動ならびに研究費の取扱いに関する懲戒規程】
研究費の適正な運営・管理活動	発注・検収業務において研究者以外が確認しない。	研究員からの購入申請に基づき事務員が発注し、事務員が検収した後、研究者へ物品を納品する。換金性の高い物品等については、発注前に統括管理責任者の承認を受けることを義務付ける。
情報の伝達を確保する体制の確立	研究費等の使用に関する研究所内外からの相談、通報（告発）を受け付ける窓口を周知しない。	外部への周知をはかるため、当財団ホームページ上で窓口連絡先を公開する。 内部への周知をはかるため、当財団内インターネット上で窓口連絡先を開示する。また、倫理法令順守に関する教育資料に窓口連絡先を記載する。
	監査制度を整備しない。	監査取扱要項を整備し、当財団内インターネット上で公開する。 【規程：研究費等に係る監査取扱要項】

平成 27 年 3 月 31 日制定

平成 27 年 3 月 31 日施行

平成 28 年 3 月 4 日改定

令和 3 年 2 月 17 日改定